

## 法定検査の代行申込み制度にご協力ください

浄化槽法では、浄化槽管理者に、年1回、法定検査を受検することを義務づけています。

浄化槽を使い始めて、初めて受けることとなる7条検査は、近年、ほぼ全ての浄化槽管理者に受検いただいております。

これは、行政機関や業界関係者のご協力による成果であり、当協会としても、浄化槽管理者に、法定検査の必要性を丁寧に説明し、次年度以降の11条検査の受検に繋が

ています。これにより、11条検査の受検率も着実に伸びていますが、未だ全国平均を大幅に下

回っており、特に、**設置から年数を経過した浄化槽の受検率が低い状況**です。

法定検査は、浄化槽業界全体の信頼性を確保するためにも、不可欠です。そこで、浄化槽法定検査の代行申込み制度にご協力をお願いします。



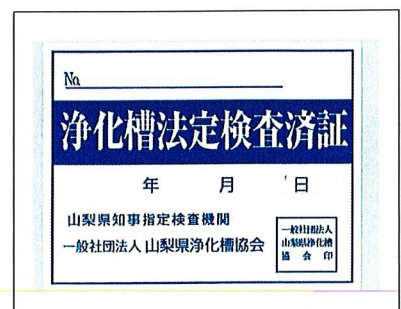
浄化槽法では、法定検査に係る手続きを、浄化槽管理者に代わって、保守点検業者や清掃業者が行うことができると規定しております。

皆さまが、日常の管理として、浄化槽の保守点検や清掃を行った際は、是非、**ブローヤやその周辺に次のようなシールが貼ってあるか確認**

してください。

**シールが貼ってない**場合、浄化槽管理者に、是非、法定検査の受検を勧め、了解を得て受検申込書を提出してください。

受検申込書は代行申込制度用の申込書をダウンロードし



使用してください。または、協会事務局までご連絡いただければ送付いたします。

**法定検査の新規受検に繋がった場合は400円/基（税別）の事務手数料**を、お支払いします。

詳しくは、協会事務局までお問い合わせください。

## 法定検査受検申込書 (年1回の定期検査)

※申込者記入欄

記入日：令和 2年 1月 6日

山梨県知事指定検査機関  
一般社団法人山梨県浄化槽協会代表理事 様

浄化槽法第11条検査（定期検査）の規定による浄化槽の法定検査を申し込みます。

氏名 (浄化槽管理者)	フリガナ <b>ジョウカ イチロウ</b> (法人にあつては、名称および担当者氏名) <b>浄化 一郎</b> (印)
住所	〒 <b>40□ - 0000</b> <b>山梨県〇〇市□□町△△△-△</b>
電話番号	<b>055-2□〇-11△〇</b> (携帯電話) <b>090-□〇〇△-△〇〇〇</b>
浄化槽設置場所	(上記と同じ場合は記入の必要はありません)

## 検査手数料(令和2年1月現在)

※手数料は非課税です。

人槽	10人槽以下	11~50人槽	51~100人槽	101~300人槽	301~500人槽	501人槽~1000人槽	1001人槽以上
金額	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,000円	16,000円	20,000円

- ※ 検査日程は、事前に電話又は葉書にてお知らせいたします。検査当日にご不在でも検査は可能ですが、ご都合が悪い場合はお申し出いただくことにより変更が可能です。
- ※ 検査にお伺いするのに1~2ヶ月程かかる場合があります。

☆検査申し込みの際にご提供いただいた個人情報、法定検査関連業務のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

☆検査結果については、関係行政機関に報告をするとともに、改善を要する場合は保守点検業者等に連絡する場合があります。

☆法定検査についてご不明な点は、(一社)山梨県浄化槽協会 (tel 055-288-1132) 又は山梨県森林環境部大気水質保全課 (tel 055-223-1511) にお問い合わせください。

※&lt;代行業者記入欄&gt; (必ず記入して下さい) ※未記入の場合、事務手数料のお支払いが出来ない場合があります。

代行業者名	<b>〇〇〇管理社</b> (電話番号) <b>055-△□〇-□〇△〇</b>	人槽	<b>7人</b>
手続き担当者名	<b>環境 憲太</b>	使用開始日 (わかれれば記入) <b>平成〇〇年□月△日</b>	合・単 <b>合併</b>

※ 協会使用欄 (代行申込単年用)

整理番号	摘要
【浄化槽法定検査機関】 山梨県知事指定検査機関 一般社団法人山梨県浄化槽協会 甲府市西下条町965番地 電話 055-288-1132 FAX 055-288-1131	特記事項

※浄化槽の法定検査は、保守点検とはことなり浄化槽法により毎年1回受けることが義務づけられています。

## 法定検査受検申込書 (年1回の定期検査)

※申込者記入欄

記入日：令和 年 月 日

山梨県知事指定検査機関  
一般社団法人山梨県浄化槽協会代表理事 様

浄化槽法第11条検査(定期検査)の規定による浄化槽の法定検査を申し込みます。

氏名 (浄化槽管理者)	フリガナ (法人にあつては、名称および担当者氏名)  <span style="float: right;">印</span>
住所	〒 —
電話番号	(携帯電話)
浄化槽設置場所	(上記と同じ場合は記入の必要はありません)

## 検査手数料(令和2年1月現在)

※手数料は非課税です。

人槽	10人槽以下	11~50人槽	51~100人槽	101~300人槽	301~500人槽	501人槽~1000人槽	1001人槽以上
金額	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,000円	16,000円	20,000円

- ※ 検査日程は、事前に電話又は葉書にてお知らせいたします。検査当日にご不在でも検査は可能ですが、ご都合が悪い場合はお申し出いただくことにより変更が可能です。
- ※ 検査にお伺いするのに1~2ヶ月程かかる場合があります。

☆検査申し込みの際にご提供いただいた個人情報は、法定検査関連業務のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

☆検査結果については、関係行政機関に報告をするとともに、改善を要する場合は保守点検業者等に連絡する場合があります。

☆法定検査についてご不明な点は、(一社)山梨県浄化槽協会 (tel 055-288-1132) 又は山梨県森林環境部大気水質保全課 (tel 055-223-1511) にお問い合わせください。

※&lt;代行業者記入欄&gt; (必ず記入して下さい) ※未記入の場合、事務手数料のお支払いが出来ない場合があります。

代行業者名	(電話番号)	人槽	
手続き担当者名	使用開始日	(わかれば記入)	合・単

※ 協会使用欄 (代行申込単年用)

整理番号	摘要
------	----

## 【浄化槽法定検査機関】

山梨県知事指定検査機関  
一般社団法人山梨県浄化槽協会  
甲府市西下条町965番地  
電話 055-288-1132  
FAX 055-288-1131

## 特記事項

※浄化槽の法定検査は、保守点検とはことなり浄化槽法により毎年1回受けることが義務づけられています。